

令和5年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年9月25日（月）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	9月25日 午前9時00分宣告（第5日）			
応 招 議 員	1番	多 田 陽 子	2番	山 岸 美 登 利
	3番	志 治 市 義	4番	石 原 裕 介
	5番	飯 田 雅 広	6番	板 倉 浩 幸
	7番	三 浦 知 将	8番	吉 田 正 昭
	10番	富 田 さ と み	11番	伊 藤 俊 一
	12番	水 野 智 見	13番	安 藤 洋 一
	14番	佐 藤 茂		
不 応 招 議 員	9番	加 藤 裕 子		

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	政推進策室	室長	小島 昌己		
	総務部	部長	鈴木 敬	総務課長	藤下 真人
	民生部	部長	不破 生美	住民課長	戸谷 政司
		保険医療課長	後藤 雅幸	介護支援課長	松井智恵子
		子ども課長	飯田 陽亮		
	産建設業部	部長	肥尾建一郎	次長兼 まちづくり 課長	福谷 光芳
		土木農政課長	東方 俊樹		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	森 実央		
	上下水道部	部長	伊藤 和光	水道課長	寺本 章人
		下水道課長	北條 寿文		
	消防本部	消防長	高塚 克己	予防課長	山田 梯司
	教育委員会 教会事務局	教育長	服部 英生	次長兼 教育課長	舘林 久美
		給食センター 所長	浅井 修		
委員 及び委員	監査委員	西尾 重義			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事 事務局	局長	萩野 み代	書記	荒木 慎介
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第31号 表彰について
- 日程第2 議案第32号 蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第3 議案第33号 蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第4 議案第34号 蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第35号 蟹江町火災予防条例の一部改正について
- 日程第6 議案第37号 町道路線の一部廃止について
- 日程第7 議案第38号 令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第39号 令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第40号 令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第41号 令和5年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第42号 令和5年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第43号 令和5年度蟹江町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 認定第1号 令和4年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第2号 令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第3号 令和4年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第4号 令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第5号 令和4年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第6号 令和4年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第7号 令和4年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 日程第20 認定第8号 令和4年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 日程第21 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第22 発議第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について
- 日程第23 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 水野智見君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和5年第3回蟹江町議会定例会の最終日です。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆様のお手元に、発議第4号及び発議第5号の意見書提出議案並びに総務民生常任委員会審査報告書及び防災建設常任委員会審査報告書を配付いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いいたします。

本日の欠席届は、加藤裕子さんです。体調不良ということです。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○議長 水野智見君

日程第1 議案第31号「表彰について」

日程第2 議案第32号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

日程第3 議案第33号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

日程第4 議案第34号「蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

を一括議題とします。

本4案は、総務民生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 石原裕介君、ご登壇ください。

(4番議員登壇)

○総務民生常任委員長 石原裕介君

おはようございます。

総務民生常任委員会に付託されました4案件につきまして、去る9月8日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第31号「表彰について」を議題としました。

審査に入ったところ、非常勤特別職等多年在職により表彰される女性について、4つの委

員を受け持っている方がいるが、負担が大きくないか。また、現在、ラブホテル建設等審査会は開催されているかという内容の質疑がありました。

これに対し、女性の活躍推進の考えの下、女性にいろいろな会議に委員として参加していただきたいと考えている。重複しないよう委員の選定を行いたい。ラブホテル建設等審査会は、協議事項が生じた際に開催するものであるという内容の答弁がありました。

次に、議案書に被表彰者の住所が記載されているが、記載が必要なのかという内容の質疑がありました。

これに対し、被表彰者を特定するために住所を記載している。広報などに掲載する際には、特定を避けるため、大字名までの表記としているという内容の答弁がありました。

次に、今年度の表彰式はどのように行われるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、コロナ禍前と同じ形態での開催を予定しているという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第31号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、特定教育及び保育、また特定地域型保育を担うのは、どのような施設かという内容の質疑がありました。

これに対し、特定教育及び保育施設は、幼稚園、保育所及び認定こども園の3施設を指すものである。特定地域型保育施設は20人未満の小規模の施設であり、蟹江町内にはないが、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業という4種類があるという内容の答弁がありました。

次に、学校教育法の引用条項が第25条から第25条第1項に改められているが、何か変わるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、引用条項を示す際には具体的に示すこととされているため、項まで特定し、第25条第1項と改めるものであるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第32号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、令和5年3月にも同条例の一部改正があった。今回、居宅訪問型保育事業所を居宅訪問型保育事業者に改めるとあるが、なぜ改めるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、国から正誤表により、居宅訪問型保育事業者が正しい名称であると発せられ

たため、名称を改めるものであるという内容の答弁がありました。

次に、現在、町内の通園バスのブザー設置状況はどうなっているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、町内には通園バスを使う保育施設は3園あるが、全ての施設においてブザーは設置済みであるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第33号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号「蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、放課後児童支援員とみなす認定資格研修の修了予定者に係る経過措置期間の延長を目的とする条例の一部改正だが、どのような経緯があるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、学童保育に従事する者について、これまで従事する職員の資格要件が規定されていなかったが、平成27年度からは、研修を受けた有資格者が従事するという基準が定められた。愛知県が行う研修会を修了した者が資格を得ることができるが、基準を定められた当初から全ての職員が資格を有することは不可能であるため、経過措置が設けられていたものである。これまでに経過措置期間が延長されてきた経緯がある中で、今回改めて、経過措置を延長するために条例を改正するものであるという内容の答弁がありました。

次に、放課後児童支援員の学童保育所への配置基準はどうなっているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、有資格者を原則2名以上配置しなければならないとしているが、1名は補助員とすることができるとされているため、1名の支援員が配置されていればよいとされているが、可能な限り多くの職員が資格を取得できるよう配慮しているという内容の答弁がありました。

次に、蟹江町の支援員の状況はどうなっているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、学童保育所の職員は68名のうち、現在22名が資格を取得している。さらに4名が、今年度中に資格を取得する予定であるという内容の答弁がありました。

次に、学童保育所の職員数は足りているのかという内容の質疑がありました。

これに対して、足りているとは言えない状況であるが、努力しているという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第34号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(4番議員降壇)

○議長 水野智見君

以上で委員長報告を終わります。

○議長 水野智見君

これより、議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第31号「表彰について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第2 議案第32号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第3 議案第33号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第4 議案第34号「蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第5 議案第35号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」

日程第6 議案第37号「町道路線の一部廃止について」

を一括議題とします。

本2案は、防災建設常任委員会に付託されています。委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 吉田正昭君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○防災建設常任委員長 吉田正昭君

それでは、報告させていただきます。

防災建設常任委員会に付託されました2案件につきましては、去る9月8日に委員会を開催し、委員全員出席の下に審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第35号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、令和5年6月定例会においてもこの条例の一部改正があったが、今回の改正の趣旨は何かという内容の質疑がありました。

これに対し、今回の改正の主なもの蓄電池設備に係る改正である。近年、一般家庭において、太陽光発電とともに蓄電池設備が普及してきた。現行の蓄電池設備の規制は鉛蓄電池を想定したものであるが、新しい種別の蓄電池設備への対応が必要となるために条例改正を行うものである。また、固体燃料を使用する際の離隔距離を追加する改正を行うという内容の答弁がありました。

次に、今回の改正は、家庭用の蓄電池設備を対象とするものかという内容の質疑がありました。

これに対し、今回の改正は、家庭用の蓄電池設備を主に対象とするものではないという内容の答弁がありました。

次に、今回の改正は、どのような施設を対象とするものなのかという内容の質疑がありました。

これに対し、通信業者が設置する通信機器関係の非常用電源を対象としている。家庭用の蓄電池設備は20キロワット時以下のものがほとんどであるため、届け出の必要がなくなるという改正であるという内容の答弁がありました。

次に、今後、役場庁舎や病院に蓄電池設備を設置する際にはどうなるかという内容の質疑がありました。

これに対し、役場などに設置するもので、20キロワット時を超えるものは届け出が必要であるという内容の答弁がありました。

次に、改正後の条文中に筐体（きょうたい）という言葉が出てくるが、何を指すものなのかという内容の質疑がありました。

これに対し、蓄電池設備を屋外に設置する際に基準を準用することができるようにするため、蓄電池を囲むものを筐体と明確に示すための改正であるという内容の答弁がありました。

次に、第13条の改正で、改正前はアルカリ蓄電池、改正後は開放形鉛蓄電池とあるが、両者の違いは何かという内容の質疑がありました。

これに対し、改正前の条文は鉛蓄電池を主とした文言となっている。そこではアルカリ蓄電池を設けるものを例外として規定していたが、改正後は、開放形蓄電池を設ける場合を例外とし、他のものが全て引用できると規定するものであるという内容の答弁がありました。

次に、条文の中で消防長が認めるという規定があるが、消防長が決定権を有するのかという内容の質疑がありました。

これに対し、火災予防条例に関する届け出は消防長宛てとされており、国からの通達に合致するよう規定するものであるという内容の答弁がありました。

次に、適用除外の経過措置の規定について、どう捉えればよいのかという内容の質疑があ

りました。

これに対し、令和8年1月1日までに設置するものについては、従前の規定に基づくものでよいという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第35号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号「町道路線の一部廃止について」を議題としました。

審査に入ったところ、町道路線の廃止に伴い歩道橋の撤去が予想されるが、どのような予定かという内容の質疑がありました。

これに対し、現在、歩道橋撤去に向けた設計委託を行っている。事業者などとの交渉があるため、令和7年度以降に着手できたらよいと考えるという内容の答弁がありました。

次に、撤去にあたり、施工業者はどのように想定しているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、廃止する路線はJRの線路に架かるため、鉄道事業に精通している業者になると想定しているという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第37号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(8番議員降壇)

○議長 水野智見君

以上で委員長報告を終わります。

これより、議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第5 議案第35号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論もないようですので、討論を終結します。

これより議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第37号「町道路線の一部廃止について」の委員長報告に対する質疑に入り

ます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、上下水道部長、消防長、消防本部予防課長、子ども課長の退席と、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、住民課長、給食センター所長、介護支援課長の入場を許可します。教育部次長兼教育課長、土木農政課長は席を移動してください。

暫時休憩します。

(午前9時24分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時25分)

○議長 水野智見君

日程第7 議案第38号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

少し若干聞いておきたいことですが、初日の日に聞きました低所得者の負担軽減で、追加で250世帯ということで上がっています。これ現状、追加も上げて、まだ申請されていない方の対応ってどうなっているのでしょうか、お願いいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問いただきました低所得者の給付金の関係でございます。

実績といたしまして、9月15日現在で、支給対象世帯の方が3,449世帯、現在のところ、申請済みの世帯が2,920世帯で、およそ500世帯ぐらい、まだ申請をいただいていない状態でございます。まだ申請されていない方につきましては、速やかに申請いただくとともに、未申請者の方につきましては、役場のほうから再勧奨させていただく予定をしておりますので、9月末、10月頭ぐらいに、まだの方には再勧奨させていただいて、お忘れじゃないですかと

いうご案内をさせていただく予定です。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

それぐらいのことをしないと、結構、えっ、そんなの送られてきたという方もいらっしゃると思いますので、その辺は十分、1世帯3万円ということですので、十分やっていただきたいと思います。

以上です。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、住民課長、給食センター所長、土木農政課長の退席と、上下水道部長、消防長、下水道課長、保険医療課長の入場を許可します。教育部次長兼教育課長は席を移動してください。

暫時休憩します。

(午前9時28分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時31分)

○議長 水野智見君

日程第8 議案第39号「令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第9 議案第40号「令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第10 議案第41号「令和5年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第11 議案第42号「令和5年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

ここで、下水道課長、保険医療課長、介護支援課長の退席と水道課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

（午前9時34分）

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時35分）

○議長 水野智見君

日程第12 議案第43号「令和5年度蟹江町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

ここで、水道課長の退席と保険医療課長、会計管理者、介護支援課長の入場を許可します。
暫時休憩します。

(午前9時36分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時37分)

○議長 水野智見君

日程第13 認定第1号「令和4年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本案は、去る9月20日に質疑が終わりましたので、直ちに討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉です。

令和4年度蟹江町一般会計決算について、反対する立場で討論させていただきます。

コロナ禍や物価高での令和4年度の決算であります。歳入の面ですが、この間、社会保障の増額は、高齢化社会が進む中で自然増分を考えれば、その分、社会保障に使われた額はほとんど変わっておりません。また、昨年につき、国・県の支出金の増大によるもので、国からの地方創生臨時交付金など、物価高騰での追加の配分も必要であると思います。

コロナ禍で大企業と富裕層の優遇税制の拡大と社会保障の改悪・切り捨てを推進し、一層格差社会が拡大している中に加えて物価高でもあります。この格差と貧困を解消するためには、税金の集め方また使い方を変えなければなりません。中でも社会保障、また、子育てによる住民の命と暮らしの支援が求められています。

これら歳入の点だけでも、国の施策だから仕方がないではなく、住民の暮らしをいかに応援するかであり、認めるということできません。

歳出の点でも、給食費の半額補助など子育て世帯の支援事業、また商品券の発行事業など、交付金の補助事業に評価する施策もありますが、偏りもあると判断をします。

また、福祉・医療・子育て分野でのさらなる拡充も必要であり、総合的に見て町民の暮らしの応援になっていないと判断をし、住民の命と暮らしのさらなる支援を強く要望いたします。令和4年度一般会計歳入歳出決算に反対をいたします。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一です。

私は「令和4年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」、賛成の立場から討論を申

上げます。

まず初めに、一般会計の歳入については、新型コロナウイルス対策関連の国庫補助金が減少したことなどが影響し、前年度から5.3%減り、132億9,000万円余りを決算することとなりました。

歳入の約4割を占め、町の自主財源の根幹をなしている町税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、これまで減少の傾向にあったものが令和4年度には増加に転じ、前年度と比べまして1.34%増えております。

また、徴収率についても、前年度と同率である98.6%となっております。依然として高い水準を維持しております。これは、町民の納税意識の向上と職員の継続した滞納対策の結果であり、先日当局から報告があったように、滞納対策非常事態宣言が解除されるに至ったことは、この成果として高く評価できます。

次に、歳出については、前年度から4.6%減り、127億9,900万円余りを決算することとなりました。

令和4年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、長引く物価高騰の影響を大きく受けた子育て世帯や低所得世帯を中心に、きめ細やかな支援を速やかに行き届かせるための事業が行われました。子育て世帯や低所得世帯、高校生等への臨時特別給付金の支給や小中学校の給食費の負担軽減事業などによって、住民の経済的負担を軽減したことは、適時的確な事業展開であったと評価するものであります。

次に、いわゆるインフラの整備事業のほうに目を向けてみますと、JR蟹江駅の自由通路等整備事業が完了した次のステップとして、新たに南駅前線の整備事業がスタートしております。また、近鉄富吉駅の南地区では、新市街地整備事業が着々と進められております。これら将来の蟹江町発展の新たな礎の完成に、大いに期待を寄せるものであります。

さらに、令和3年度から繰り越された須西小学校と学戸小学校におけるトイレの改修事業も完了しております。今後のさらなる学校教育環境の充実を期待いたします。

また、コンビニ交付事業では、窓口に来庁することなく、開庁時間以外でもコンビニエンスストアでの住民票等の取得が可能となり、住民の利便性が大きく向上したことも、高い評価に値するものであります。

以上のように、令和4年度の決算は、物価の高騰に対応するための事業をはじめ、町長を先頭に職員全員が一丸となって知恵を絞り、健全な行財政運営が行われた結果であり、所期の目的は達成されたと考えております。

新型コロナウイルス感染症も5類相当に移行され、今まさにポストコロナと言われる時代に突入したわけではありますが、この感染症に端を発した物価の高騰も、ロシアによるウクライナ侵攻の影響も相まって、いまだに収まる気配を見せておりません。

町の行財政を取り巻く情勢は、今後も厳しいものが続いていくと考えるところではありま

すが、町当局には、今後もポストコロナ時代における社会情勢の微妙な変化に対して的確に対応していくとともに、町政の持続可能な発展のためのまちづくりを推進していただくことを切に希望し、決算認定に賛同するものであります。

最後に、各議員のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、認定第1号「令和4年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」の賛成討論といたします。

以上であります。

○議長 水野智見君

他に討論はないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決します。

認定第1号「令和4年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長 水野智見君

日程第14 認定第2号「令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本案は、去る9月20日に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉です。

令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に反対する立場で討論をさせていただきます。

まず、この国民健康保険の会計は、平成30年度より愛知県が事業主体となっております。その下での決算であります。繰越金が1億3,700万円、基金が2億円もあり、このような状態がここ数年続いている決算であります。県単位化になり保険給付費の心配がなくなったことで、ここまでの基金は必要ないと考えます。

今後、法定外繰り入れ等の解消、また保険料・税の水準の統一化の見直しで、保険税のさらなる増税は妥当ではなく、国民皆保険制度として、所得の低い階層が多く加入する国民健康保険制度として、国また県の支出金を元に戻すように要望し、子どもの均等割など独自減免制度の拡充を行い、国保税の引き下げを求めたいと考えます。

このような理由から、令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に反対をさせていただきます。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○14番 佐藤 茂君

14番 新風 佐藤茂です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中での1年となりました。新型コロナウイルス感染症の影響による収入減等に対する保険税の減免や傷病手当金の支給を適切に対応しております。

保険給付金総額は、令和3年度比2億850万円減の20億5,595万円となりました。これは被保険者数が減少していることを示しています。

国民健康保険制度は、住民の健康維持・増進に貢献するものであります。今後とも、給付と負担の公平を図るとともに、収納率の向上に一層努力されるよう要望いたしまして、本案に賛成いたします。

○議長 水野智見君

他に討論はないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決します。

認定第2号「令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

○議長 水野智見君

日程第15 認定第3号「令和4年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本案は、去る9月20日に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

○議長 水野智見君

日程第16 認定第4号「令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本案は、去る9月20日に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉です。

令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計決算に反対する立場で討論をさせていただきます。

介護保険制度での第8期の保険料、現在ですが、基準額で、第5段階で5,700円である保険料であります。令和4年度での介護保険給付費準備基金では、取り崩し額5,000万円を引いても2,500万円積み増しをし、令和4年度末で4億5,000万円に達し、次期繰越金も1億4,600万円の決算となっております。

そもそもこの準備基金は、3年間で使い切るのが本来の役割であります。このような決算状況から見ても取り過ぎた保険料であり、被保険者に還元するべきであると考えます。

また、高齢者の家庭を直撃し、生活を圧迫する介護保険料、また、サービスを受けようと思うとサービスを受けられない、高くて利用料が払えない保険であります。介護なしの状態も続いております。

総合事業では、給付費抑制目的のサービス低下につながる危険性も考えられ、そして、高齢者の重い負担となってきました。よって、介護保険料の引き下げや利用料の減免を充実させていくことが必要だと考えますので、介護保険特別会計歳入歳出決算に反対をさせていただきます。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○3番 志治市義君

3番 新風 志治市義でございます。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

歳入の介護保険料は、前年度に比べ約49万円、約0.06%減となり、ほぼ横ばいとなっております。一方で、提供するサービス量や保険給付費、また被保険者数は増加の一途であり、歳出の保険給付費は、前年度に比べ約4,900万円、約2.2%増の約23億1,600万円でした。

ますます進む高齢化社会の中で、今後も引き続き、家族等も含め、適切な支援、健全な制度運営を行っていただくことをお願いし、賛成いたします。

○議長 水野智見君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決します。

認定第4号「令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

ここで、介護支援課長の退席と下水道課長の入場を許可します。保険医療課長は席を移動してください。

暫時休憩します。

(午前9時55分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時56分)

○議長 水野智見君

日程第17 認定第5号「令和4年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本案は、去る9月20日に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

○議長 水野智見君

日程第18 認定第6号「令和4年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本案は、去る9月20日に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉です。

令和4年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計の決算に反対する立場で討論をさせていただきます。

この後期高齢者医療保険制度は、制度発足以来、75歳以上という年齢で医療費給付、健康診断など扱う、年齢による医療費の差別だと当初から批判をしてきました。そして、この制度自体、2年ごとに保険料の見直しが行われることになっており、基本的に保険加入者が増えれば、ほぼ自動的に保険料を引き上げることにつながっています。また、軽減措置も廃止され、低所得者にとっては厳しい現状になっております。

そもそもこの制度自体に反対であるため、令和4年度蟹江町後期高齢者医療保険特別会計決算について反対をいたします。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○14番 佐藤 茂君

14番 新風 佐藤茂です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

後期高齢者医療保険は、高齢者の方々が安心して医療を受けられるよう、社会全体で支える制度であります。今後も高齢者の方々が安心して適切な医療を受けることができるよう、愛知県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、健全な保険制度運営を行うよう一層努力されることを要望いたしまして、本案に賛成いたします。

○議長 水野智見君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決します。

認定第6号「令和4年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

ここで、保険医療課長の退席と水道課長の入場を許可します。下水道課長は席を移動してください。

暫時休憩します。

(午前10時00分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時00分)

○議長 水野智見君

日程第19 認定第7号「令和4年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題とします。

本案は、去る9月20日に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉です。

令和4年度蟹江町水道事業決算認定に反対する立場で討論をさせていただきます。

水道事業は、全て独立採算制で運営することが基本であります。徴収した水道料金で6,000万円もの純利益を上げ、一方、企業債、いわゆる借金のない状態でもあります。建設改良事業は、低金利の今は企業債で事業を進めることを求めたいと思います。

そして、時代に沿った料金体系に努力するならば、格差社会である今こそ、水道料金の引き下げ、見直しを考えるべきだと考えますので、水道事業会計利益処分及び決算認定に反対をさせていただきます。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○4番 石原裕介君

4番 新風の石原裕介です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

令和4年度の水道事業におかれましては、建設改良事業では計画的に基幹管路の耐震化並びに老朽管の布設替え工事が施行され、安心・安全な水道水の安定供給が図られました。

収益的収支では、経常収支として税込み9,957万6,000円の純利益となり、資本的収支では、3億8,275万9,000円の不足となっております。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金561万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億274万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,549万1,000円、建設改良積立金3億2,891万円をもって補てんされています。

今後、水の需要の減少、施設の老朽化、水道事業経営に厳しいものがありますが、将来にわたり安心・安全な水道水の供給を推進されることを要望いたしまして、本案に賛成いたします。

○議長 水野智見君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決します。

認定第7号「令和4年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成者の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

○議長 水野智見君

日程第20 認定第8号「令和4年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題とします。

本案は、去る9月20日に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

○議長 水野智見君

日程第21 発議第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について」を議題とします。

提案説明を求めます。

飯田雅広君、ご登壇ください。

(5番議員登壇)

○5番 飯田雅広君

それでは、ご提案申し上げます。

発議第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について」
上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和5年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、飯田雅広。

賛成者、同、安藤洋一、同、山岸美登利、同、板倉浩幸、同、伊藤俊一、同、佐藤茂。
朗読をもって提案に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)。

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度においても、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体化改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月25日、愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

(5番議員降壇)

○議長 水野智見君

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第22 発議第5号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について」を議題とします。

提案説明を求めます。

安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○13番 安藤洋一君

ご提案申し上げます。

発議第5号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について」

上記の意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和5年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、安藤洋一。

賛成者、同、山岸美登利、同、板倉浩幸、同、伊藤俊一、同、佐藤茂、同、飯田雅広。

次の朗読をもって提案に代えさせていただきます。

国の私学助成の拡充に関する意見書(案)。

私立学校は、国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置が講じられてきた。

とりわけ平成21年に始まった私立高校生に対する「就学支援金」制度は、令和2年度から、年収590万円未満世帯まで授業料平均額の無償化が実施され、愛知県においては就学支援金の増額分を全額活用して、年収720万円未満世帯まで授業料と入学金の無償化を実現することができた。この間、学費滞納・経済的理由による退学者は大幅に減少しており、国のこれ

までの私学助成政策は着実に成果を生んでいる。

しかしそれでもなお、年収910万円未満世帯まで無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校生と比べて、私立高校生にはまだ大きな学費負担が残されている。

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、約90%が進学する高校教育において、「学費の公私格差是正」「教育の公平」は全ての子どもと父母の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は引き続き重要な課題となっている。

加えて、財政が不安定な私学が公立と同一水準の教育条件を確保していくためには、私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を来年度も引き続き拡充していくことが求められる。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条により、意見書を提出する。

令和5年9月25日、愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(13番議員降壇)

○議長 水野智見君

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第23「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75号の規定により、閉会中の所管事務

調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに
ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務
調査及び所管事務審査に付することに決定しました。

○議長 水野智見君

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、令和5年第3回蟹江町議会定例会を閉会します。

(午前10時17分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

蟹江町議会議長

水 野 智 見

2 番 議 員

山 岸 美登利

6 番 議 員

板 倉 浩 幸